

正 誤

令和2年10月6日付け岩手県報第12030号登載岩手海区漁業調整委員会会議規程等の一部を改正する公示（令和2年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）

誤		正	
以下同じ。)に)に	
<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第34条第7項（<u>第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知</p>	<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第89条第6項（<u>法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第88条第4項、第116条第4項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知</p>	<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第34条第7項（<u>第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧</p>	<p>第8条 削除</p>

<p>しなければならない。ただし、<u>法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</u></p>	<p>しなければならない。ただし、<u>法第89条第6項後段（法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第88条第4項、第116条第4項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1) 処分の原因となる事実に対する<u>当事者等</u>の主張 (2) [略]</p>	<p>(1) 処分の原因となる事実に対する<u>当事者及び当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人</u>の主張 (2) [略]</p>
<p>2 [略] (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 [略] (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、<u>閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。</u> (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、<u>閲覧の日時及び場所を当該請求者に通知するものとする。</u> (意見の聴取の再開)</p>

令和2年10月6日付け岩手県報第12030号登載岩手県内水面漁場管理委員会規程等の一部を改正する公示（令和2年岩手県内水面漁場管理委員会公示第1号）

誤	正
以下同じ。)に)に

<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第34条第7項(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>)の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14</p>	<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第89条第6項(法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項(これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。)、第88条第4項、第169条第3項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。)</p> <p>)の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第89条第6項後段(法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項(これらの規定を法</p>	<p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 法第34条第7項(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>)の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。</p> <p>2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。</p> <p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲</p>	<p>第8条 削除</p>
--	---	---	---------------

<p>項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</p>	<p>第88条第4項において準用する場合を含む。)、第88条第4項、第169条第3項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</p>	<p>覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</p>	
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1) 処分の原因となる事実に対する<u>当事者等</u>の主張 (2) [略]</p>	<p>(1) 処分の原因となる事実に対する<u>当事者及び当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人</u>の主張 (2) [略]</p>
<p>2 [略] (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 [略] (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該<u>当事者等</u>に通知するものとする。 (意見の聴取の再開)</p>	<p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該<u>請求者</u>に通知するものとする。 (意見の聴取の再開)</p>